

東松山市税条例の改正概要

【平成26年1月】

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）等が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市税条例が改正されました。

1 公的年金からの特別徴収制度の見直し

(1) 市外転出時における特別徴収の継続

特別徴収の納税義務者が賦課期日（1月1日）後に市外へ転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとしました。

(2) 年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直し

年間の特別徴収税額の平準化を図るため、年金所得に係る仮特別徴収税額（4・6・8月分）を、前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額としました。

【施行日：平成28年10月1日】

2 金融・証券税制の見直し

金融所得課税の一体化（投資環境の整備を図る観点から、株式や公社債等の金融商品の課税方式の一体化を推進するとともに、損益通算の拡大を図る）のための所要の規定の整備をいたしました。

(1) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」に別々の分離課税とした上で、公社債等を「一般公社債等」と「特定公社債等」に区分し、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等を上場株式等の配当所得及び譲渡所得の損益通算・繰越控除の特例対象範囲に加えました。

【施行日：平成29年1月1日】